

# **審　查　事　務　提　要**

**平成30年3月  
国税不服審判所**

(改 正)

平28.2.8 国管管2-3

平29.3.30 国管管2-4

平30.3.28 国管管2-4

## 第4章 担当審判官等の指定等

### 【関係法令等】

#### 国税通則法

##### (答弁書の提出等)

第93条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求を第92条（審理手続を経ないで却下裁決）の規定により却下する場合を除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長（第75条第2項（第1号に係る部分に限る。）（国税局の職員の調査に係る処分についての再調査の請求）に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。）から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書を原処分庁に送付するものとする。

- 2 前項の答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。
- 3 国税不服審判所長は、原処分庁から答弁書が提出されたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

##### (担当審判官等の指定)

第94条 国税不服審判所長は、審査請求に係る事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定する。

- 2 国税不服審判所長が前項の規定により指定する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前2号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第109条第1項（参加人）に規定する利害関係人

##### (反論書等の提出)

第95条 審査請求人は、第93条第3項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下この条及び第97条の4第2項第1号ロ（審理手続の終結）において「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下この条及び第97条の4第2項第1号ハにおいて「参加人意見書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、参加人意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

##### (証拠書類等の提出)

## 第2編第4章 担当審判官等の指定等

第96条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 原処分庁は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前2項の場合において、担当審判官が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

### (首席審判官への権限の委任)

第113条 この法律に基づく国税不服審判所長の権限は、政令で定めるところにより、その一部を首席国税審判官に委任することができる。

## 国税通則法施行令

### (答弁書の提出)

第32条の3 答弁書は、正本並びに当該答弁書を送付すべき審査請求人……の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁がされた場合には、前項の規定に従つて答弁書が提出されたものとみなす。

3 法第93条第3項（答弁書の提出等）の規定による答弁書の送付は、答弁書の副本によつてする。

4 第2項に規定する場合において、当該答弁に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

### (担当審判官の通知)

第33条 国税不服審判所長は、法第94条第1項（担当審判官等の指定）の規定により担当審判官を指定したときは、遅滞なく、審査請求人及び参加人にその氏名及び所属を通知しなければならない。担当審判官を変更したときも、また同様とする。

### (反論書等の提出)

第33条の2 法第95条第1項（反論書等の提出）に規定する反論書（以下この条において「反論書」という。）は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び原処分庁（法第93条第1項（答弁書の提出等）に規定する原処分庁をいう。以下この項及び第38条第2項（権限の委任等）において同じ。）の数に相当する通数の副本を、法第95条第2項に規定する参加人意見書（以下この条において「参加人意見書」という。）は、正本並びに当該参加人意見書を送付すべき審査請求人及び原処分庁の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされ、又は意見が述べられた場合には、前項の規定に従つて反論書又は参加人意見書が提出されたものとみなす。

3 法第95条第3項の規定による反論書又は参加人意見書の送付は、反論書又は参加人意見書の副本によつてする。

4 第2項に規定する場合において、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録につ

## 第2編第4章 担当審判官等の指定等

いては、反論書又は参加人意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(権限の委任等)

第38条 法及びこの政令に規定する国税不服審判所長の権限のうち次に掲げるものは、首席国税審判官に委任する。

- 一 ……法第93条第1項及び第3項（答弁書の提出等）、法第94条第1項（担当審判官等の指定）……に規定する権限
- 二 第33条（担当審判官の通知）……に規定する権限

### 不服審査基本通達（国税不服審判所関係）

(反論書等の提出に係る相当の期間)

95-1 法第95条第1項及び第2項の「相当の期間」とは、反論書又は参加人意見書を作成するのに通常要する期間をいい、その期間は、審査請求の対象とされた処分の内容や、審査請求人又は参加人（法第109条第3項《参加人》に規定する参加人をいう。以下同じ。）の事情などに応じて定められるべきものであることに留意する。

(証拠書類等の提出に係る相当の期間)

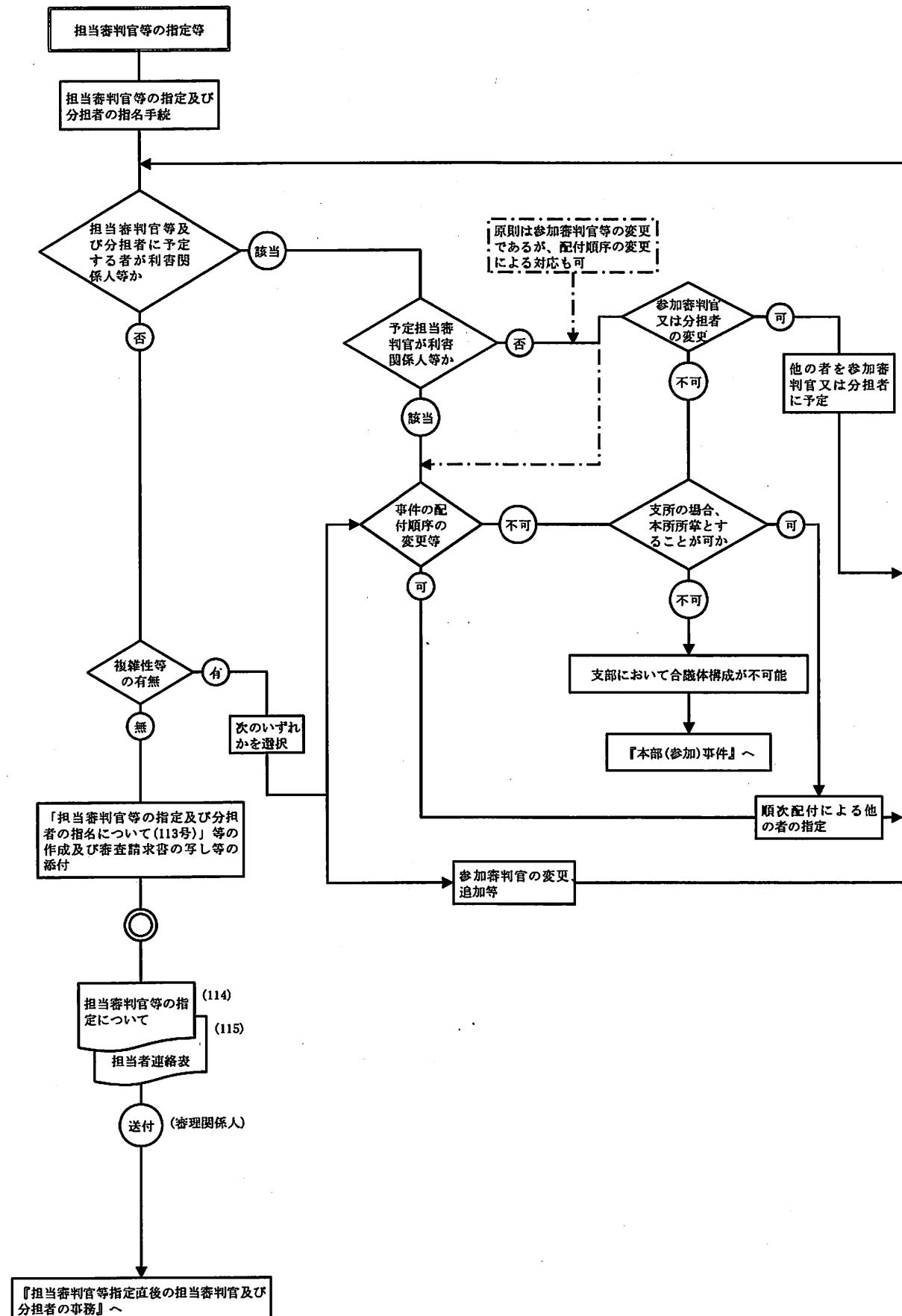
96-1 法第96条第3項の「相当の期間」とは、証拠書類等（同条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件をいう。以下同じ。）を提出するのに通常要する期間をいい、その期間は、証拠書類等の量や、入手の難易などの事情に応じて定められるべきものであることに留意する。

(更に一定の期間)

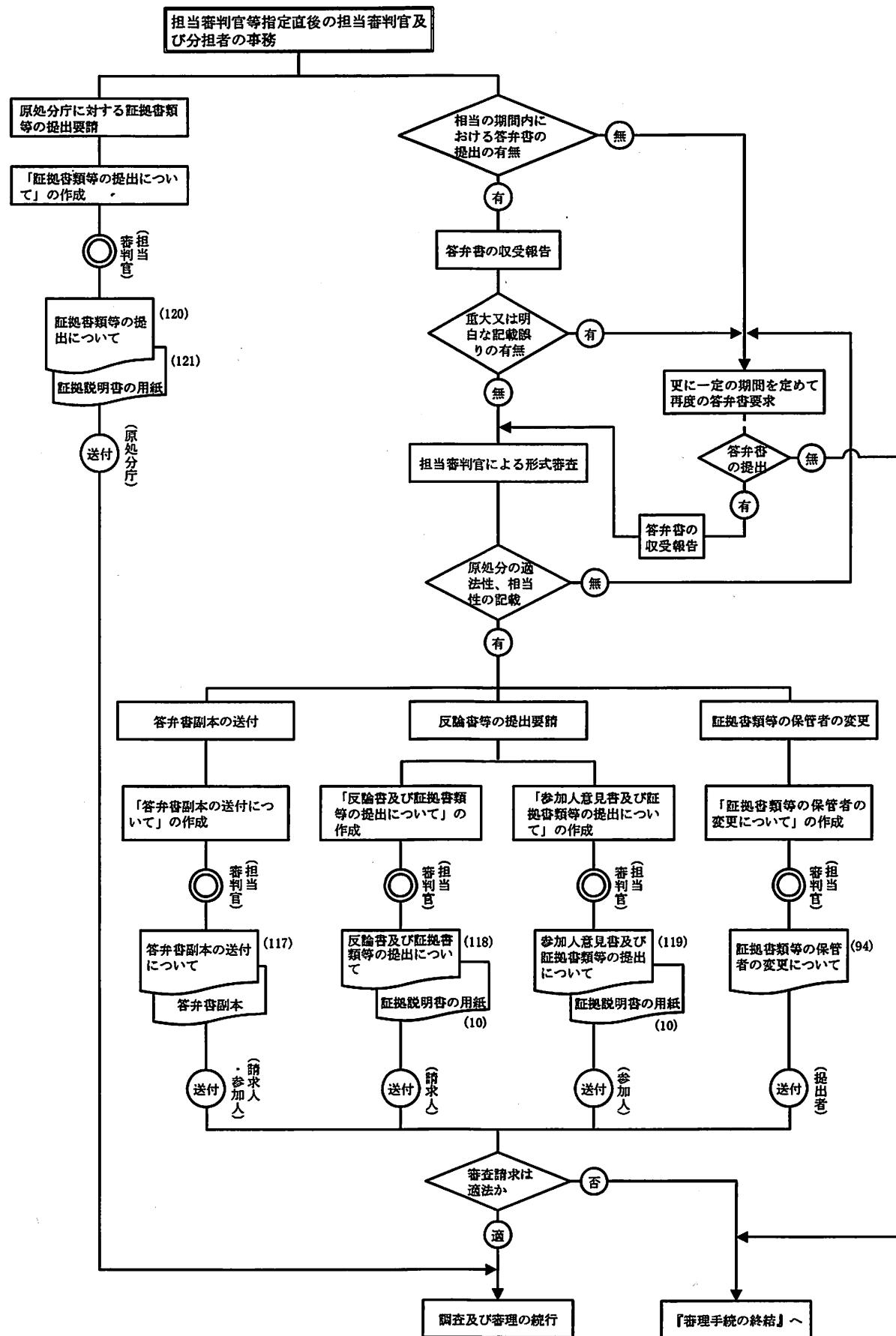
97の4-5 法第97条の4第2項第1号の「更に一定の期間」は、同号イからホまでに定める物件につき93-1、95-1、96-1及び97-3の定めにより担当審判官が先に審理関係人に対してそれぞれ相当の期間を定めてこれらの提出を求めているのであるから、原則として、先に示した相当の期間よりは短い期間となることに留意する。

## 第2編第4章 担当審判官等の指定等

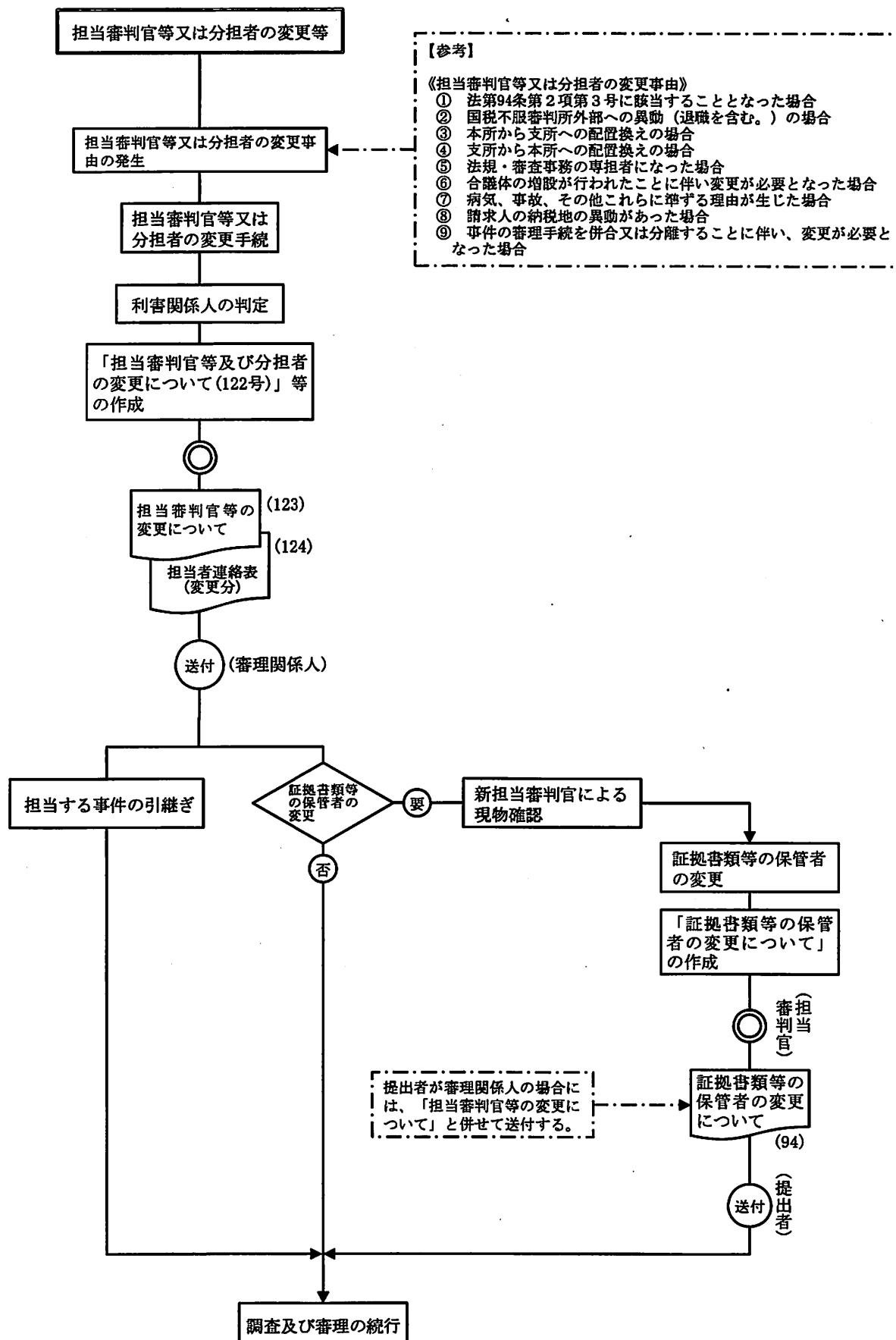
### 【事務フロー：担当審判官等の指定等】



【事務フロー：担当審判官等指定直後の担当審判官及び分担者の事務】



【事務フロー：担当審判官等又は分担者の変更等】



## 第1節 担当審判官等の指定等

法第94条《担当審判官等の指定》の規定による担当審判官等の指定、また、分担者の指名の各手続は、それぞれ次に定めるところによる。

### 1 担当審判官等の指定

所長は、適法な審査請求であると認めた場合（明らかに不適法であるとは認められない場合を含む。）は、事件の調査及び審理を行う担当審判官（原則として予定担当審判官）1名及び参加審判官2名以上を指定する。

なお、2名を超える参加審判官を指定する場合には、議決に際し賛否同数となることを避けるため、合議体を構成する人員が奇数となるように配意する。

### 2 事件の配付

所長は、第3章第1節《形式審査担当者の指名》3《形式審査担当審判官への事件の配付》の定めにより、担当部長審判官を経由して予定担当審判官に事件を配付するが、以下の点も併せて留意する。

(1) あらかじめ定めた担当審判官となる者1名及び参加審判官となる者2名以上を構成員とする合議体に、事件を順次配付する。

ただし、当該担当審判官及び参加審判官は、いずれも法第94条第2項各号《担当審判官等の指定》に該当しない者でなければならないから、予定する合議体の構成員が同項各号のいずれかに該当する場合には、次による。

イ 予定担当審判官を指名した際には該当しなかったが、その後該当することとなった場合は、事件の配付順序を変更する。

ロ 参加審判官に予定している者が該当する場合は、原則として、当該予定している参加審判官を変更することとするが、前記イと同様、事件の配付順序を変更しても差し支えない。

#### 【4-1-1 《処分等に関与した者》】

(2) 次に掲げる場合には、事件の配付順序の変更、参加審判官に予定する者の変更又は前記(1)のあらかじめ定めた合議体に参加審判官を追加するなどの方法を探ることも差し支えない。

イ 調査及び審理の内容が極めて広範囲かつ複雑になると見込まれる事件の場合

ロ 調査及び審理に当たり特に高度な専門性、技術性を必要とすると見込まれる事件の場合

ハ 他の合議体で調査及び審理している事件と密接に関連する事件の場合

ニ その他あらかじめ定めた順序により事件を配付すると事件の迅速な処理に支障を来すおそれがあると認められる場合

(3) 調査及び審理に当たり、特に高度な専門性、技術性を必要とする事件を担当する合議体を事件の性質に応じてあらかじめ定めた上で、該当する事件をその合議体に配付することとしても差し支えない。

(4) 事件が特に複雑かつ困難であるなど、所長が部長審判官を関与させることを相当と認めるときは、部長審判官を担当審判官又は参加審判官に指定することができる。

## 第2編第4章第1節 担当審判官等の指定等

### 3 支所において合議体を構成することができない場合

前記2により支所において合議体を構成することができない事件が生じた場合には、第2章第7節《支所が審査請求書を収受した場合等》4《所長への収受報告及び本所への書類の送付》の定めに従い、本所所掌とすることに留意する。

### 4 支部において合議体を構成することができない場合

前記2により支部において合議体を構成することができない事件が生じた場合において、所長から当該事件を本部事件又は本部参加事件とすることが相当であるとの指示があったときは、予定分担者は、所長決裁を了した上で、その理由を付して国税不服審判所長に上申する（第1章第17節《本部事件又は本部参加事件》参照）。

### 5 分担者の指名

所長は、担当審判官等の指定と併せて、副審判官又は審査官のうちから、分担者（原則として予定分担者）を指名する。

なお、分担者についても法第94条第2項各号《担当審判官等の指定》に該当しない者を指名することとし、予定分担者を指名した際には同項各号に該当しなかつたが、その後該当することとなった場合には、新たに分担者を指名する。

### 6 担当審判官等の指定又は分担者の指名の決裁

形式審査担当分担者は、担当部長審判官の指示の下、次の(1)から(4)までの書類を作成し、これらに次の(5)及び(6)の書類を添付した上、その事件に係る担当審判官等の指定及び分担者の指名に関する所長の決裁を仰ぐ。なお、第1編第6章第1節《合議体の役割等》5《事件主任の設置》の事件主任の指名についても、併せて所長の決裁を仰ぐことに留意する。

おって、分担者を指名しない場合は、担当審判官又は参加審判官（予定者を含む。）が所長決裁を得る手続を行う。

(1) 「担当審判官等の指定及び分担者の指名について（113号）」

(2) 「利害関係確認表（100号）」

「利害関係確認表（100号）」は、形式審査担当者の指名の際にも作成するが、担当審判官等の指定及び分担者の指名の際にも改めて作成することに留意する。

(3) 「担当審判官等の指定について（114号）」

(4) 「担当者連絡表（115号）」

(5) 審査請求書正本及び添付書類の各写し（必要な箇所のみ）

(6) 「形式審査検討表（102号）」及び「形式審査検討表付表（102号）」

支所が分掌する事件について所長決裁を受ける場合は、前記(1)から(6)までの書類を支所から本所（管理係）に回付する。管理係の担当者は、所長決裁後、前記(1)、(2)、(5)及び(6)の書類を形式審査担当分担者に返戻する。

### 7 審理関係人に対する担当審判官等の指定の通知

#### (1) 請求人及び原処分庁に対する通知

前記6の所長の決裁を了したときは、分担者は、遅滞なく請求人及び原処分庁に対して、前記6(3)及び(4)を送付する。【4-1-2《担当審判官等の指定通知の意義》】

## 第2編第4章第2節 担当審判官等指定後の担当審判官及び分担者の事務

なお、原処分庁に対し送付する際は、第3章第3節《答弁書要求》に定める「答弁書等の提出について（112号）」を同封して差し支えない。

支所が分掌する事件について前記6(3)及び(4)の書類を送付する場合、これらの書類は、前記6の所長決裁の際に支所から本所（管理係）へ回付されていることから、管理係の担当者が原処分庁に送付する。

### (2) 参加人に対する通知

分担者は、参加の申請を認めた参加人に対しては「審査請求への参加申請に対する通知（60号）」及び「担当者連絡表（115号）」を作成し、又は、参加を求める者に対しては「審査請求への参加の求めについて（62号）」及び「担当者連絡表（115号）」を作成し、それぞれ所長の決裁を経た上で送付する（第1章第12節《参加人》参照）。

### 8 審理関係人から担当審判官等が除斥事由に当たる旨の申立てがあった場合

審理関係人から担当審判官等又は分担者が法第94条第2項各号《担当審判官等の指定》に規定する除斥事由に当たる旨の申立てがあった場合には、担当審判官は、その旨を直ちに所長に報告する。

この場合において、所長は、事実関係を調査し、担当審判官等又は分担者が当該除斥事由に該当することが認められたときは、第3節《担当審判官等又は分担者の変更等》に定める担当審判官等又は分担者の変更の手続を行う。

### 9 担当審判官等の忌避又は変更の申立てがあった場合

請求人からの担当審判官等の忌避又は変更の申立ては認められないから、請求人から当該申立て又は変更を求める申立てがされた場合には、一般的にはこれに応答する義務はない。

しかし、これに応答する必要があると認められるときは、分担者は、「担当審判官等を忌避する申立ては、法律上認められていない」旨を記載した書面を作成し、所長の決裁を経た上で、当該書面を請求人に送付する。この場合において、発信名義は所長であることに留意する。【4-1-3《担当審判官等の忌避が認められない理由》】

## 第2節 担当審判官等指定後の担当審判官及び分担者の事務

担当審判官等が指定された後、第5章《担当審判官等による調査及び審理》に定める調査及び審理事務までの間における担当審判官及び分担者の事務は、次に定めるところによる。

担当審判官等の心構え、役割等については、第1編第6章第1節《合議体の役割等》の定めがあることに留意する。

### 1 答弁書の提出があった場合

#### (1) 答弁書の收受報告

担当審判官は、原処分庁から答弁書の提出を受けたときは、適宜の方法により答弁書を收受した旨を所長に報告する。

#### (2) 担当審判官による形式審査

原処分庁から答弁書及び法第96条第2項《証拠書類等の提出》に規定する事実を証す

## 第2編第4章第2節 担当審判官等指定後の担当審判官及び分担者の事務

る書類その他の物件が提出された場合には、担当審判官は、当該答弁書及び書類等に基づき審査請求の適法性を再検討する。この場合において、次に掲げる事項に該当するときは、それぞれ次に定めるところによることに留意する。

### イ 答弁書に記載誤り等があるとき

答弁書に、原処分庁名等が記載されていないなど重大又は明白な記載漏れ、若しくは記載誤りがあるとき又は原処分庁の主張が審査請求の趣旨及び理由に対応していないときは、担当審判官は、当該記載漏れ等を原処分庁に指摘した上で、法第97条の4第2項第1号《審理手続の終結》の「更に一定の期間」を定めて、原処分庁に対して答弁書の正本及び副本の再提出を求める。

この場合において、分担者は、「物件の提出期限の再設定について（116号）」を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、原処分庁に送付する。

### ロ 答弁書において審査請求は不適法であると認める旨のみ主張しているとき

担当審判官は、当該主張の理由の正否を調査及び審理する。その結果、審査請求が適法であると認められるときは、担当審判官は、適宜の方法により、原処分庁に対して適法な審査請求である旨を説明した上で、法第97条の4第2項第1号の「更に一定の期間」を定めて答弁書の正本及び副本の再提出を求める。この場合において、分担者は、「物件の提出期限の再設定について（116号）」を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、原処分庁に送付する。

### ハ 審査請求が不適法であると認められたとき

担当審判官は、審査請求が不適法と認めたときは、口頭意見陳述の申立て（法95の2）又は物件の閲覧等の請求（法97の3）がある場合はこれらを実施した後、審理手続を終結するために審理手続終結合議を開催する。

審理手続の終結の手続については第5章第12節《審理手続の終結》を、その後の手続については第6章《議決》を参照。

## 二 補正が必要なとき

担当審判官は、第1章第5節《審査請求書の記載事項及び添付書類の審査並びに補正の方法》の定めにより処理する。

初回面談時における審査請求書の補正については、第5章第3節《審理関係人面談》2《請求人との面談》(3)イを参照。

### (3) 答弁書の副本の請求人及び参加人への送付並びに反論書等の提出要請

#### イ 答弁書の副本の請求人及び参加人への送付

答弁書の提出があった場合には、分担者は、遅滞なく、「答弁書副本の送付について（117号）」を作成し、法第93条第3項《答弁書の提出等》及び令第32条の3第3項《答弁書の提出》に規定する答弁書の副本を添付して、担当審判官の決裁を経た上で、請求人及び参加人に送付する。この場合において、前記(2)イ及びロに該当するときは、最初に提出された答弁書及び再提出された答弁書の内容を精査した上で、両方の副本を送付するかどうかを検討することに留意する。

また、原処分庁からの答弁書の提出のときに参加人が存せず、後日、事件の調査及び審理の過程において参加人となった者がいる場合には、分担者は、「答弁書副本の送付について（117号）」を作成し、答弁書の副本を添付して、担当審判官の決裁を経た上で、当該参加人に送付する。

## 第2編第4章第2節 担当審判官等指定後の担当審判官及び分担者の事務

この場合において、当該副本は、令第32条の3第1項の規定に基づき、原処分庁から提出されることに留意する。

- 1 前記(2)の担当審判官による形式審査の結果、同(2)ハの当該審査請求が不適法と判断された場合においても、答弁書の副本は送付することに留意する。
- 2 支所が分掌する事件について答弁書の副本を請求人及び参加人に送付する場合は、担当審判官の決裁を了した「答弁書副本の送付について（117号）」、後記ロの「反論書及び証拠書類等の提出について（118号）」及び後記ロの「参加人意見書及び証拠書類等の提出について（119号）」並びに答弁書の副本を支所から本所（管理係）へ回付の上、本所から請求人及び参加人に送付する。

### □ 反論書等の提出要請

担当審判官は、前記イの答弁書の副本の送付に併せて、請求人及び参加人に対して、相当の期間を定めて、法第95条第1項及び第2項《反論書等の提出》に規定する反論書及び参加人意見書並びに法第96条第1項に規定する証拠書類又は証拠物の提出を要請する。この場合において、分担者は、「反論書及び証拠書類等の提出について（118号）」及び「参加人意見書及び証拠書類等の提出について（119号）」を作成し、請求人及び参加人に記載を求める「証拠説明書（10号）」を添付して、担当審判官の決裁を経た上で、請求人及び参加人に送付する。

なお、上記の「相当の期間」は、基通95-1《反論書等の提出に係る相当の期間》及び基通96-1《証拠書類等の提出に係る相当の期間》の定めにより事件の事情等を勘案して定めることとするが、特段の事情等がない場合には、おおむね3週間を目安とする。

- 1 反論書及び参加人意見書は、正本1通と必要な通数の副本を提出させることに留意する。
- 2 反論書及び参加人意見書の提出がない場合には、第5章第2節《主張の整理及び争点の確定並びに主張書面の取扱い》4《主張に関する書面の取扱い》(1)ロの定め、また、証拠書類又は証拠物の提出がない場合には、同章第8節《審理関係人からの証拠書類等の提出》3《相当の期間内に証拠書類等の提出がない場合の措置》の定めがあることに留意する。

### 2 答弁書の提出がない場合

第3章第3節《答弁書要求》1《答弁書要求の手続》の定めにより、相当の期間を定めて答弁書の提出を求めたにもかかわらず、当該期間内に提出がない場合又は原処分庁から当該期間内に提出することができない旨の申立てがあった場合には、担当審判官は、その事情を聴取した上で、法第97条の4第2項第1号《審理手続の終結》の「更に一定の期間」を定めて、答弁書の提出を求める。

この場合において、分担者は、「物件の提出期限の再設定について（116号）」を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、原処分庁に送付する。

近日中に、確實に答弁書が提出されると見込まれる場合は、担当審判官の判断により、「物件の提出期限の再設定について（116号）」の作成は要しない。

### 3 原処分庁に対する証拠書類等の提出要請等

## 第2編第4章第3節 担当審判官等又は分担者の変更等

### (1) 証拠書類等の提出要請

答弁書の提出に併せて法第96条第2項《証拠書類等の提出》に規定する事実を証する書類その他の物件の提出がない場合には、担当審判官は、原処分庁に対して、提出すべき相当の期間を定めて、当該物件の提出を要請する。

この場合において、分担者は、「証拠書類等の提出について（120号）」を作成し、原処分庁に記載を求める「証拠説明書（121号）」を添付して、担当審判官の決裁を経た上で、原処分庁に送付する。

なお、上記の「相当の期間」は、基通96-1《証拠書類等の提出に係る相当の期間》の定めにより事件の事情等を勘案して定めることとし、特段の事情等がない場合には、おおむね3週間を目安とする。

### (2) 証拠書類等の提出がない場合

前記(1)の定めにより証拠書類等の提出を求めたにもかかわらず、相当の期間内に提出がない場合又は原処分庁から当該期間内に提出できない旨の申立てがあった場合には、担当審判官は、その事情を聴取した上で、法第97条の4第2項第1号《審理手続の終結》の「更に一定の期間」を定めて、当該証拠書類等の提出を求める。この場合において、分担者は、「物件の提出期限の再設定について（116号）」を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、原処分庁に送付する。

## 4 証拠書類等の保管者の変更の通知

第2章第1節《審査請求書等の収受》5《審査請求書の提出に併せて提出された審査請求に関する各種書類の収受》及び第3章第2節《形式審査担当者の事務》6《証拠書類等の提出があった場合の受理、保管》(2)の定めにより「証拠書類等預り証（81号）」が提出者に送付又は交付されている証拠書類等について、保管者が異なることとなる場合には、分担者は、「証拠書類等の保管者の変更について（94号）」を作成し、担当審判官の決裁を経た上で、当該提出者に送付する。

なお、形式審査担当審判官と担当審判官が同一の者である場合には、当該変更の通知は必要ないことに留意する。

## 第3節 担当審判官等又は分担者の変更等

担当審判官等又は分担者を変更しなければならない事由が生じた場合等の手続は、次に定めるところによる。

### 1 担当審判官等又は分担者の変更事由

次の事由が生じた場合には、担当審判官等又は分担者の変更のための手続を行う。

#### (1) 担当審判官等又は分担者の異動等による場合

イ 法第94条第2項各号《担当審判官等の指定》に該当することが判明した場合又は該当することとなった場合

ロ 人事異動（退職を含む。）の場合。ただし、支部内の人事異動があった場合において、所長が変更しないことを相当と認めたものについては、この限りでない。

ハ 法規・審査事務の専担者となった場合

## 第2編第4章第3節 担当審判官等又は分担者の変更等

ニ 合議体の増設が行われたことに伴い変更が必要となった場合

ホ 病気、事故、その他これらに準ずる理由が生じた場合

### (2) 請求人の納税地に異動があった場合

イ 支所の分掌区域内から本所の管轄区域内に異動した場合

ロ 本所の管轄区域内から支所の分掌区域内に異動した場合。ただし、議決がされた事件など、所長が変更しないことを相当と認めたものについては、この限りでない。

他の支部の管轄区域内に請求人の納税地が異動した場合において、異動前の支部の所長は、異動前の担当審判官等及び分担者は自動的に指定又は指名が解除されたものとして、当該指定又は指名の解除の通知は要せず、他方、異動後の支部の所長は、担当審判官等及び分担者の変更ではなく、新たに担当審判官等の指定及び分担者の指名を行う。

### (3) 事件の審理手続を併合又は分離することに伴い変更が必要となった場合

支部を異にする事件の審理手続を併合又は分離する場合においては、前記(2)に準じて処理する。

## 2 担当審判官等又は分担者の変更手続

担当審判官等の変更の事由が生じた場合には、所長は、担当審判官等を変更する。この場合において、分担者（併せて分担者を変更するときは、変更後の分担者）は、次の(1)から(4)までの書類を作成し、所長の決裁を経た上で、次の(3)及び(4)の書類を審理関係人に送付する。

なお、担当審判官等に変更がなく、分担者のみを変更する場合には、所長の決裁に代えて、担当部長審判官の決裁を経た上で、上記の手続を行うことに留意する。

### (1) 「担当審判官等及び分担者の変更について（122号）」

### (2) 「利害関係確認表（100号）」

### (3) 「担当審判官等の変更について（123号）」

### (4) 「担当者連絡表（変更分）（124号）」

## 3 担当審判官を変更した場合の事件の引継ぎ並びに証拠書類等及び帳簿書類等の保管者の変更の通知

### (1) 事件の引継ぎ

イ 変更前の担当審判官は、事件の引継ぎに当たって、担当審判官等及び分担者が保有する一件書類その他事件に関する一切の書類、調査及び審理の経緯の詳細、今後の調査及び審理に必要な事項等を確実に引き継ぐ。

ロ 変更後の担当審判官は、引き継いだ事件に係る一件書類の中にあるべきものがあるかどうかを確認するとともに、返還を要すべき証拠書類等及び帳簿書類等について、その現物と「証拠書類等預り証（81号）」（審判所用）及び「帳簿書類等預り証（125号）」（審判所用）を確実に照合する。

返還を要すべき証拠書類等と「証拠書類等預り証（81号）」（審判所用）及び帳簿書類等と「帳簿書類等預り証（125号）」（審判所用）とが一致しない場合には、直ちに、担当部長審判官及び管理課長にその旨を報告する。

### (2) 証拠書類等及び帳簿書類等の保管者の変更の通知

## 第2編第4章第4節 参加審判官の追加指定

前記(1)ロの照合を了した場合には、分担者（分担者が変更されたときは、変更後の分担者）は、「証拠書類等の保管者の変更について（94号）」及び「帳簿書類等の保管者の変更について（95号）」の双方又はいずれか一方を作成し、変更後の担当審判官の決裁を経た上で、証拠書類等及び帳簿書類等の提出者に送付する。

この場合において、当該送付は、担当審判官等又は分担者の変更通知に併せて又は当該変更通知後に行うことと留意する。

### 4 審理手続終結後に担当審判官が異動した場合

審理手続を終結してから裁決までの間において、担当審判官に前記1(1)の事由が生じた場合には、前記2に準じて処理する。

## 第4節 参加審判官の追加指定

参加審判官を追加する事由が生じた場合の手続は、次に定めるところによる。

### 1 参加審判官の追加の検討

- (1) 担当審判官は、事件の調査及び審理の内容が極めて広範囲にわたり、かつ、複雑であるときその他参加審判官を追加指定しなければ迅速かつ公正な議決をすることが困難と認められる場合には、合議体における協議、担当部長審判官の同意を得た上で、所長に対し、参加審判官を追加して指定するよう申し出ることができる。
- (2) 所長は、当該申出を相当と認める場合には、審判官又は副審判官の中から追加する参加審判官を指定する。

この場合において、議決に際し賛否同数となることを避けるために、合議体を構成する人員が奇数となるように配意する。

#### 【4-4-1 参加審判官を追加指定することの適法性】

### 2 参加審判官の追加指定の手続

参加審判官を追加して指定する場合には、分担者は、次の(1)から(3)までの書類を作成し、所長の決裁を経た上で、次の(2)及び(3)の書類を審理関係人に送付する。

- (1) 「利害関係確認表（100号）」
- (2) 「担当審判官等の変更について（123号）」
- (3) 「担当者連絡表（変更分）（124号）」